

平成20年度特定非営利活動事業収支計算書

自平成20年⁴3月1日 至平成21年3月31日

特定非営利活動法人 ブライダル芙蓉会

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1 収入		
会費・入会金収入	468,000	
事業活動収入合計		468,000
2 支出		
水道光熱費	72,906	
宣伝広告費	89,250	
車輛関連費	23,740	
事務用品費	53,728	
消耗品費	2,280	
修繕費	20,000	
租税公課	20,000	
接待交際費	173,888	
旅費交通費	17,900	
通信費	57,510	
支払手数料	180,500	
会議費	148,700	
繰延資産償却	82,394	
印刷費	26,100	
親睦事業費	113,467	
福利厚生費	22,568	
雑 費	84,064	
事業活動支出合計		1,188,995
II 事業活動外収支の部		
1 収入		
受取利息	147	
印刷費		147
親睦事業費		△ 720,848
次期活動収支差額		△ 720,848

(法第28条第1項関係様式例)

平成20年度その他の事業会計収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ブライダル芙蓉会

科 目	金 額		
I 収入の部			
1 事業収入			
コンサルタント事業収入	0	0	
		0	
		0	
		0	
当期収入合計 (A)	0		0
II 支出の部			
1 コンサルタント事業事業費	0	0	
		0	
		0	
2 特定非営利活動に係る事業会計への繰り出し		0	
		0	
当期支出合計 (B)			0
当期収支差額 (A) - (B)			
前期繰越収支差額 (C)			0
次期繰越収支差額 (A) - (B) + (C)			0
			0

(備考)

- 1 その他の事業を行う場合、その他の事業会計収支計算書の中に、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰り出しが明らかになるような科目を追加し、経理するものとする。
- 2 その他の事業を行う場合、収益を生じたときは、原則として、その収益の全額を特定非営利活動に係る事業会計へ繰り入れることとする。